

(建築物飲料水水質検査業)

建築物飲料水水質検査業登録申請に必要な書類等

- ・登録申請書

- ・別紙1 (設備・機器名簿)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が平成 24 年 10 月 1 日に施行され、建築物飲料水水質検査業の登録に必要な機械器具について、一部改正されましたので、御注意ください。

- ・別紙2 (監督者等名簿)

- ・別紙4 (作業の実施方法等)

別紙4の中に更に別紙ある場合は、その別紙も添付

- ・水質検査測定実施者の資格を有することを証明する書類
詳細は別紙2 (監督者等名簿) の記入例参照

- ・機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し

- ・検査室の設置場所を示す地図

- ・検査室内の構造、機械器具の配置を示す平面図

- ・再登録の場合は、旧登録証明書の写し

- ・申請手数料35,500円 (申請時に現金でお持ちください。) 令和8年4月1日改正

(建築物飲料水水質検査業)

申請当日は、申請手数料として35,500円を現金でお持ちください。県証紙等は絶対にお買わないでください。

様式第5号 (第5条関係)

登 録 申 請 書

平成24年10月1日

(あて先) 静岡市保健所長

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏 名 (法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所) 静岡衛生株式会社
代表取締役 静岡 太郎
静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ○をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書をもう一部用意して、別個に申請してください

営業所	名称	静岡衛生株式会社 静岡営業所
	所在地	静岡市駿河区〇〇町〇番〇号
	責任者の氏名	営業所長 駿河 一郎

登録を受けようとする事業の区分	添付書類
建築物清掃業	別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物空気環境測定業	別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物空気調和用ダクト清掃業	別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
○ 建築物飲料水水質検査業	別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図 水質検査測定実施者の資格を有することを証明する書類 (詳細は別紙2参照)
建築物飲料水貯水槽清掃業	別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物排水管清掃業	別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物ねずみ昆虫等防除業	別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物環境衛生総合管理業	別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄に、該当する箇所を○印を記入してください。

(建築物飲料水水質検査業)

別紙 1

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成24年10月1日現在

名称	型式	数量	購入年月日
高压蒸気滅菌器	A社 ○○-○○○型	4	平成19年4月1日
恒温器	B社 ○○○型	4	平成24年10月1日
フレームレス—原子吸光光度計 (、誘導結合 プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プ ラズマ—質量分析装置)	C社 ○○○型	4	平成17年4月1日
イオンクロマトグラフ	D社 ○○-○○○型	4	平成24年10月1日
乾燥機	E社 ○○型	4	平成15年4月1日
全有機炭素定量装置	F社 ○○-○○型	4	平成24年10月1日
pH計	G社 ○○-○型	4	平成24年10月1日
分光光度計又は光電光度計	H社 ○○-○○型	4	平成18年4月1日
ガスクロマトグラフ—質量分析計	I社 ○○-○○型	4	平成16年4月1日
電子天びん (又は化学天びん)	J社 ○○-○○型	4	平成16年4月1日

ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です (法施行規則の一部改正により、平成24年10月1日から、必要な機器が変更されました)。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。

数量に基準はありません。作業班が一斑のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。

- ・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。
- ・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借契約書等の写しを添付してください。
- ・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとはできません。

(建築物飲料水水質検査業)

別紙2

監督者等名簿

平成24年10月1日現在

監督者・実施者等の別	氏名	業務の範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
水質検査実施者	水質 太郎	飲料水の水質検査	6年	理工系大学卒業後、一年以上水質検査等の実務を経験	
<p>大学において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。<u>この場合、卒業証明書と実務従事証明書の添付が必要。</u></p>					
水質検査実施者	水質 二郎	飲料水の水質検査	6年	衛生検査技師（又は臨床検査技師）であり、かつ一年以上水質検査等の実務を経験	
<p>衛生検査技師（又は臨床検査技師）であつて、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。<u>この場合、衛生検査技師免許証（又は臨床検査技師免許証）の写しと実務従事証明書の添付が必要。</u></p>					
水質検査実施者	水質 三郎	飲料水の水質検査	6年	理工系短期大学（高等学校）卒業後、一年以上水質検査等の実務を経験	
<p>短期大学（又は高等専門学校）において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者。<u>この場合、卒業証明書と実務従事証明書の添付が必要。</u></p>					
水質検査実施者	水質 四郎	飲料水の水質検査	1年	技術士	平成19年3月1日
<p>技術士法第二条に規定する技術士（技術士法施行規則第九条第一〇号及び第一一〇号の技術部門について行われた技術士法第七条に規定する本試験を合格した者に限る。）。<u>この場合、技術士登録証の写しの添付が必要。</u></p>					
<p>同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできません。</p>					

(建築物飲料水水質検査業)

別紙4

作業の実施方法等

平成24年10月1日現在

作業班の編成	作業班	監督者の氏名	使用する機械器具
	1班 2名 実施者1名 補助者1名	水質 太郎	別紙1の機材一式
	2班 2名 実施者1名 補助者1名	水質 二郎	別紙1の機材一式
	3班 2名 実施者1名 補助者1名	水質 三郎	別紙1の機材一式
	4班 2名 実施者1名 補助者1名	水質 四郎	別紙1の機材一式

水質検査を行なう事ができるのは、水質検査実施者の資格を有する者のみです。班を複数設ける場合は、必ず各班ごとに水質検査実施者を選任してください。

作業の手順等

別紙Aのとおり

この欄に収まらない時は、別紙にまとめても結構です。

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権限者等
(苦情申立者)

静岡衛生(株)
Tel〇〇〇-〇〇〇〇

代表取締役
(必要に応じて)

↓

水質検査実施者

↓

その他補助者
(必要に応じて)

下線部分については、自社の状況に応じたこれに類する内容を必ず記載してください。

自社の状況に応じた連絡体制を記載してください。

(建築物飲料水水質検査業)

(別紙4の別紙A)

作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

1 水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む。)

- ・水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行う。
- ・水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。

2 試薬及び標準物質の保管方法

水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

3 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名

管理責任者は〇〇〇〇。管理責任者は検査室の整理及び清掃を〇〇〇〇のように行う。

4 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法

水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。具体的には〇〇〇〇。

5 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- ・〇〇〇〇は、作業終了後〇日以内に測定報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。測定報告書に記載する内容は〇〇〇〇。
- ・水質検査の結果を五年間保存する。
- ・測定結果の保存についての責任者は〇〇〇〇。

(建築物飲料水水質検査業)

水質検査を行う検査室について

建築物飲料水水質検査業では、水質検査を適確に行うことのできる検査室を有することが必要となります。

1 検査室に必要とされる要件

検査室は、以下の要件を満たす事が必要とされています。要件を満たしているか否かについて、申請後に検査室を確認させていただきます。

- ・実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ・実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ・ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ・必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ・細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- ・天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

2 添付書類

申請書には、検査室についての以下の書類を添付してください。

- ・検査室の設置場所を示す地図
- ・検査室内の構造、機械器具の配置を示す平面図